

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成23年2月17日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

区分 I : 該当なし
 区分 II : 該当なし
 区分 III : 該当なし
 その他 : 5 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	原子炉建屋原子炉棟高電導度廃液系サンプポンプ(F)用電動機点検時、当該電動機冷却ファン取り外しにおいてファン損傷(羽根が折れた)が認められたため、当該ファンを交換。	G III	
2	2号機	原子炉建屋大物搬入口からの搬出作業時、搬入口内側扉(上下移動タイプ)を閉にしたところ扉下部の片端(南側)に1cm程度の隙間が認められたため調査したところ、扉が若干傾いた状態で全閉表示になっていることが確認されたため、当該扉を正常閉状態へ復旧すると共に対応検討。	G II	
3	3号機	取水設備スクリーン装置(F)において、駆動チェーン緊張装置用ローラー(2個)の回転不良が認められたため、当該ローラーを交換。	G III	
4	3号機	換気空調系サービス建屋蒸気発生器において、水位制御不良により蒸気発生器が満水となり安全弁動作に至る事象が認められたため、当該蒸気発生器の水位制御用液位スイッチを点検校正。	G III	
5	4号機	格納容器内雰囲気モニタ系(A)定例点検時、運転操作員による作業開始前の安全処置(警報発生防止処置)を行う以前に点検作業が開始されたことにより、警報発生が認められたため、対応検討。	G II	